

公募型プロポーザルにかかる手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成28年5月9日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区公共交通不便地域対策調査・検討支援業務委託」

(2) 業務内容

平成28年度から平成29年度の2カ年の業務内容(案)は下記のとおり

基礎調査等

課題の洗い出し

移動手段等の調査、検証

公共交通事業者へのヒアリング実施

課題の整理、分析、とりまとめ

対策素案の策定支援

学識経験者等の意見聴取

区民意見集約の支援

庁内検討委員会・作業部会等の運営支援

報告書の作成

(3) 履行期間

平成28年8月中旬(予定)から平成30年3月30日(金)まで

委託契約は各年度ごとに締結し、平成29年度については予算配当があること及び平成28年度の履行内容が良好と認められることを条件とする。

業務内容・スケジュールが変更になる場合は、契約を締結しないことがある。

2 プロポーザルに参加できる者の資格(資格要件、実績等)

参加表明書提出日現在において次に掲げる要件の全てに該当する者

- (1) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること
- (2) 東京電子自治体共同運営における格付けにおいて、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」A～C以上を有していること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと
- (4) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと

- (5) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (6) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと
- (7) 平成18年4月以降に本業務と同種・類似業務を行った実績を有すること

同種業務：都内市区町村または東京都近郊の政令指定都市における、公共交通不便地域対策に関する業務

類似業務：都内市区町村または東京都近郊の政令指定都市における、交通計画の策定または改定に関する業務または、都市計画マスタープラン(都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針)の策定または改定に関する業務(全体構想及び地域別構想の検討並びに合意形成に関することを含む)

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認を行う。参加資格が確認できた者には、平成28年5月25日(水)(予定)にプロポーザル招請通知書を送付する。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 法人実績
- (2) 予定技術者実績
- (3) 業務実施体制
- (4) 業務実施方針
- (5) 業務内容(案)
- (6) 特定テーマに対する提案
 - 的確性
 - 実現性
 - 独創性
- (7) 資料作成能力
- (8) ヒアリングによる説明、質疑応答
- (9) 参考見積書の整合性・妥当性

5 手続き等

(1) 担当部課

東京都世田谷区世田谷四丁目24番1号(世田谷区役所城山分庁舎3階)
(郵送物送付先住所)〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区道路・交通政策部交通政策課交通企画担当 松田・串田
電話：03(5432)2544

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成 2 8 年 5 月 9 日 (月) ~ 平成 2 8 年 5 月 2 3 日 (月)

場所 上記 (1) 窓口 (平日午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時) にて配布及び、
世田谷区ホームページに掲載

([世田谷区トップページ](#) [住まい・街づくり・交通](#) [交通](#)
[交通に関する計画・方針等](#))

方法 上記 (1) 窓口で配布、世田谷区ホームページからダウンロード

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限 平成 2 8 年 5 月 2 3 日 (月) 午後 5 時まで必着

場所 上記 (1) に同じ

方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留等、配達記録が確認できるものとする)

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期限 平成 2 8 年 6 月 2 1 日 (火) 午後 5 時まで必着

場所 上記 (1) に同じ

方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留等、配達記録が確認できるものとする)

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の
相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

平成 2 9 年度 世田谷区公共交通不便地域対策調査・検討支援業
務委託

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 (1) に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・
名称並びに提案書を特定した理由 (審査経過等) を公表することがで
きる。

(7) 詳細は実施要領による。